

第1セッション (A会場)

観光にみる地域文化の変容と表象：インドネシア錫鉱山地域の事例

Transformation and Representation of Regional Culture in Tourism: The Case of Tin Mine area in Indonesia

二重作和代 (京都大学大学院)

本発表では、地域住民が主導となって進める観光開発を通して、どのような地域文化が表象されるようになってきたのかを考察する。本研究の対象地であるインドネシアのバンカ・ブリトゥン州は、18世紀以降、世界的に有名な錫産地であり、2000年に南スマトラ州から独立したばかりの新しい州である。同州を取り上げたベストセラー小説 *Laskar Pelangi* (邦題：虹の少年たち) が映画化された2008年以降、観光開発が急速に進展した。それまで同州では、南スマトラ州と一括りにされていたことや、多民族地域ゆえに地域文化が曖昧であったことなどから、独自の文化を模索する機会はほとんどなかった。ところが州の成立、そして地域の人々が観光開発へ関心を向けつつある社会変化の中で、同州の人々は独自の文化を模索し始めるようになっている。

インドネシアにおいて観光開発は、オランダ植民地期から現在に至るまで国家の発展にとって重要な産業として位置付けられてきた。同州でも特にブリトゥン島は、2016年にジョコ・ウィドド政権が始めた「10の新しいバリ」政策のもとで経済特区に制定された。観光開発が重視され始めた頃は、地域文化といえばムラユ文化という表象が中心であった。例えば、*Laskar Pelangi* の著者がブリトゥン島東部に設立したミュージアムでも、錫鉱山開発によって流入してきた華人やジャワ人、ブギス人などの文化は排除されていた。しかし、現在もその多くが居住しており、彼ら、更には、混血した人々が生み出した同州の文化は多様であり、ムラユ文化のみでは語り尽くせない。

観光開発が進展するにつれ、ムラユ文化だけでなく、華人文化やブギス人などの漁村文化も積極的に観光の場で表現されるようになっている。興味深いのは、それぞれの文化が分断されずに観光の場で売り出されている点である。たとえば、伝統家屋を用いた博物館では、ムラユの伝統衣装・装飾に華人文化が反映されている点がスタッフによって積極的に紹介されている。また2019年2月には、これまで華人のみで行われていた旧正月を祝う行事が、ムラユ人やブギス人なども巻き込んだ観光イベントとして開催されている。これらの事例は、多様なエスニック・グループの人々が反発し合うのではなく、融和し、混交してきた側面を強調する形で文化表象を進めていることを示しているが、その背景には、混血者たちが観光開発の重要なアクターである点も見逃せない。

もちろん、同州で観光開発に携わる人の多くは、自分たち自身の文化の如何を常に意識しているわけではない。しかしながら、観光開発でより多くの利益を得ようとすれば、彼らは

自ずと観光客にとって魅力的な文化を模索せざるを得ない。このように、観光開発の波を受け、同州の人々が主体的に独自の文化を模索し、外部へ発信しようとする中で、地域文化が地域の人々によって再創造されている。

第2次世界大戦中のバンコクにおける日本軍駐屯地の変遷

Japanese Garrisons in Bangkok during World War II

柿崎 一郎（横浜市立大学）

本発表は第2次世界大戦中のバンコクにおける日本軍の駐屯地の変遷を解明し、タイ側の対応を分析することを目的とする。開戦直後にマラヤとビルマを目指す多数の日本軍がバンコクに入り、学校や広場が日本軍の駐屯地として用いられることになった。その後バンコクの日本兵の数は大幅に減ったものの、1943年に入って泰国駐屯軍の司令部が設置され、さらに翌年には警備部隊の常駐が開始されるなど、バンコクの日本兵の数は再び増加する傾向にあった。そして1945年に入るとタイの前線化に伴ってバンコクを通過する日本兵の数が激増し、盤谷防衛隊も設置されて駐屯する兵の数も増加したことから、最終的には約2万人の兵を擁するまでに至ったのである。

そのバンコクでの日本軍の駐屯地の数は、1945年に入って急増して最終的には70ヶ所を超えるまでに至った。バンコクの中心部に位置するパトゥムワン郡が日本軍の駐屯地の中心であり、多くの学校や広場が存在することから駐屯する日本兵の数も最も多くなっていた。その南のバーンラック郡には日本軍の司令部が立地する中枢機能を有し、駐屯兵の規模こそ小さかったものの数多くの駐屯地が見られた。さらに南のチャオプラヤー河畔に位置するヤーンナーワ郡は敵国資産の棧橋を用いる水運関係の部隊が集中し、戦争末期に駐屯地の数が急増していた。他方で、郊外に位置するプラカノン郡とドゥシット郡にも駐屯地が存在し、前者にはバンコク港やバーンオーが、後者にはナーンルーン競馬場やサナームパオが存在していた。

このような日本軍の駐屯地に対し、タイ側は日本側が勝手に使用していた施設を中心に返還を求め、一部の学校やナーンルーン競馬場の返還が実現していた。バーンオーの新駐屯地の建設も駐屯地の集約化のためには好都合であったが、実際にはタイ側の思惑通りには駐屯地の返還は進まなかった。逆に、1944年以降は連合軍の空襲を避けるための疎開を日本側が求めるようになり、タイ側でも中心部の住民が郊外に疎開している状況の中で、日本側に使用を認めるか否かの難しい判断を迫られるようになった。しかしながら、日本側の申請をすべて断ることもできないことから、極力タイ側への影響が大きくなるように考慮しながら、硬軟両様の対応で一部の使用を却下したり、申請した場所を却下する代わりに代替地を提供するなどの対応を進めた。その結果、駐屯地数は増えたとはいえ、戦争末期の日本兵の急増と比べれば駐屯地の増加は少なく済んだと言えよう。

フィリピンにおける賭博の規制と管理の変遷

Past and Present of State Regulatory Control in the Philippines

師田史子（京都大学大学院）

本発表は、ドゥテルテ政権下のフィリピンにおいて、なぜ賭博の中央集権化が進行しているのかについて考察する。フィリピンにおける規律訓練的な国家による管理体制の整備の多くは、アメリカ植民地期に起源を持つとされるが、賭博の営為においても同様に、人間の生の規律管理化に伴って、「悪しき習慣」としての規制政策がなされてきた。国民の道徳と国家の発展を保護するべく、国家は賭博の慣習に厳格な規制を設けたものの、違法賭博は地下に潜って発展し、フィリピン全国に根付くこととなった。独立以降の各政権は、違法賭博の撲滅を達成できず、国内の賭博市場を管理することに失敗し続けた。ところが、現在のドゥテルテ政権下において、賭博は国家を支える一大産業として存在しており、違法宝くじの合法運営への転換が全国規模で実現している。現政権は、国家が胴元として賭博を管理するという、歴代政権の理想像に近づきつつある。

歴代政権による賭博の規制・管理の失敗理由の一つには、違法賭博を運営する地方政治家・警察権力・シンジケートの強力な繋がりや秩序構築に国家が介入できなかったことがまず挙げられる。また、国家の競争力が賭博市場の中では脆弱であり、違法賭博以上に魅力ある公営賭博を国民に提供できなかった点も、失策続きの理由に挙げられる。そしてエストラダ大統領による公権力を悪用した賭博市場への私的介入に代表される、反道徳的国家として国民に烙印を押されるようなケースは、国家が賭博の管理にふさわしくない存在として社会に露呈したために規制が失敗した例である。賭博利益を大統領とそのクローニーたちの間で公的にではなく私的に支配したことが、エストラダ政権期における賭博の正当な中央集権化を足止めさせた。各政権は常に国内のすべての賭博を管理下に置くことを目標とし、管理外の賭博は廃絶することで集権化を目指していたが、上記の理由で頓挫し続けていた。

これらの失策に学び、ドゥテルテは賭博規制に対してプラグマティックに取り組んでいる。まず、違法賭博運営のシステムに変化を加えることなく合法化することで、賭博市場における違法賭博との競合に成功している。また、違法賭博運営者には超法規的な措置もいとわないという態度を示すことで、国家に反抗することのリスクを見せしめ、国家の下での合法的運営を促している。そして集権化に際して公権力の汚職が疑われないよう、現時点ではクリーンな政権というイメージを保ち、政府内部の汚職への厳格かつ迅速な対応を示している。違法賭博に従事することこそが反道徳的行為であり、法に忠実な賭博行為は認可するというロジックに立ちながら、違法賭博従事者を合法賭博へと鞍替えさせ、合法賭博の枠組みを拡大させているのである。現政権による賭博規制は、違法賭博の廃絶ではなく、合法賭博への包摂という形をとることで進展し、国家の胴元化が着実に成功の兆しを見せているといえる。

19 世紀～20 世紀初頭ミンダナオ島ラナオ地方における紙の流通

—イスラーム写本に使用された紙の検討を通じて—

Circulation of paper in the Lanao area in Mindanao in the 19th to early 20th century: Papers used in the Islamic manuscripts from the area

川島緑（上智大学名誉教授）

写本は単にテキストの媒体であるのみならず、それがどのような材料でどのように作られたかを伝えるアーティファクトでもある。近年、東南アジアのイスラーム写本研究が盛んになり、その影響下、南部フィリピンのイスラーム写本についての研究上の関心も高まりつつある。しかし、「もの」としての写本に注目し、使用されている紙や表紙の素材を記述し、それに基づいてこれらの材料の流通や書籍文化を検討する試みはほとんど行われていない。本研究はこのような研究の先駆的な試みとして、ミンダナオ島西部の内陸部に位置するラナオ地方の個人所蔵イスラーム写本 42 点に使用されている紙の種類を検討し、18 世紀末から 20 世紀初頭ラナオ地方における紙の流通や書籍文化の一端を明らかにする。ラナオ地方は内陸部に位置し、19 世紀末までスペイン植民地政府の直接支配を受けなかったため、従来は、スールー諸島やコタバト周辺に比べ、孤立性が高いとみなされてきた。しかし、これらのイスラーム写本にスペイン、カタロニア産のぼろ紙（rag paper）や厦門から輸入された中国製の手すき紙が使用されていることから、これらの商品がラナオ地方で流通していたことが確認できる。さらに、一部の写本に、粗く太い繊維の手製の紙が使用されていること、および、聞き取り調査から、この地域で、以前はローカルな紙生産が行われていたことも確認できた。さらに 20 世紀前半に作成された写本には、主に米国から輸入された機械生産による洋紙が使用されるようになる。以上から、19 世紀以前のラナオ地方では、スペイン、中国からの紙の流入、および、ローカルな紙生産技術が、この地域におけるイスラーム知識の普及を支えていたことが明らかにされた。

なお、主に依拠した資史料は、フィリピン南ラナオ州マラウイ市在住イスラーム学者の継承するマレー語、アラビア語、マラナオ語イスラーム書写本 42 点（イマーム・サディーク図書館シェイク・ムハンマド・サイド・ビン・イマーム・サ・バヤン・コレクション）である。

第2セッション (B会場)

なぜモンなのか？

—歴史的・地理的状況にみる遊動狩猟採集民ムラブリのパートナーシップ選択—

Why Do They Choose the Hmong?:

A Partnership Selection among Nomadic Hunter-Gatherers, the Mlabri, in
Historical and Geographic Backgrounds

二文字屋脩 (早稲田大学)

本発表の目的は、様々な民族集団が暮らすタイ北部で唯一の遊動狩猟採集民として生きてきたムラブリ (the Mlabri) は、なぜモン (the Hmong) と密接な民族間関係を結んできたのかについて、両者の歴史的背景と地理的状況から考察することである。

タイ北部に暮らす民族集団は、一般的に「山地民 (chao khao)」と総称される。その多くは焼畑移動耕作を伝統的な生業様式として人びとだが、唯一、狩猟採集を伝統的な生業様式として人びとがいる。オーストロアジア語族モン・クメール諸語に属する言語を母語とし、タイ国内では「黄色い葉の精霊 (phi tong lueang)」として広く知られているムラブリである。彼らは長らく狩猟採集をベースとして森での遊動生活を送ってきた。

しかし経済的にも自律的な生活を送ってきたとはいえ、ムラブリは「孤立した存在」として森のなかに在ったわけではない。先行研究が指摘するように、ムラブリは古くから当該地域に暮らす他民族と、物々交換や沈黙交易をはじめとする経済的な関係を結んできた。しかしそのなかでもとくに密接な関係を築いてきたのがモンである。事実、今日では政府主導の開発によりムラブリは定住生活を送っているものの、彼らが定住化に至った背景にはモンの存在があり、現在ではパトロン-クライアント関係に基づいて相互依存的関係にある。また定住化以前から行われていたムラブリの民族観光でも、モンはミドルマンとしての役割を担ってきた。ゆえに先行研究でも、ムラブリとモンとの民族間関係が前提とされてきたが、他民族も同地域にいるなかで、なぜムラブリはモンを選んだのだろうか。

シンプルだが当該地域の民族間関係を考える上で重要な問いに答えるためには様々なアプローチがありうるが、本発表ではひとまず、当該地域におけるムラブリとモンの歴史的と地理的状況に注目しながら、歴史人類学的かつ文化生態学的な視点からこの問い迫ってみたい。本発表を通じて明らかになるのは、両者のタイ北部への移住経路と生活圏の重複という地理的状況と両者の生業様式の相違が民族間関係の構築を容易にしたことであり、また開発によるモンの社会変化と定住化によるムラブリの社会変化が時間のずれを伴って混じり合ったことが両者の関係を決定的なものにし、今日に至っているということである。以上に加えて本発表では、先の問いに答えるための他のアプローチ (両者の社会文化的差異や雇用-被雇用関係におけるビジネススキルの差異など) の可能性を検討することで、今後の課題を示す。

動揺としての祖先祭祀：ベトナム村落部における「家族の祠堂」建設ブームの分析
Ancestor worship as unrest: An analysis of the "family ancestor house" movement
in rural Vietnam

加藤 敦典（京都産業大学）

ベトナムの村落地域では近年、両親が残した生家を祖先祭祀の場として保存する「家族の祠堂」の建設ブームがみられる。本報告では、報告者が継続的に民族誌的調査を実施してきたベトナム中部のハティン省の村落での動向をもとに、上記の現象をとりまく複合的要因と文化的実践の動態を描きだす。

本報告では、調査村のひとつの集落を事例に考察する。この集落では村外に出た成功者たち（行政幹部などの新旧エリート層）が1990年代末から「家族の祠堂」を建設しはじめた。その後、村内に居住する地方行政幹部などがそれを模倣するようになり「家族の祠堂」が一種のステータスとなっていった。

同時に、一部のゾンホ（父系親族集団）の支族が支族の分岐点となった夫婦の家を祠堂として保存しはじめた。社会的に成功した成員の多い支族は分離・独立を志向し、他の支族は分裂の阻止を志向しゾンホの祠堂での合祀を求める傾向がある。「家族の祠堂」はその対立をめぐる象徴的な位置づけをもつようになっている。

さらに開拓移民や都市部での就職のために両親を残して移住したり、移住先に両親を引き取ったりする家族が増え、両親の死亡や移動により生家が空き家になるケースが増えている。そのなかで、生家が空き家になったときに家での祭祀をどうするか、という問題が生まれている。祭祀の場を移動することは不可能ではないものの、祭祀は家屋に付随するという側面もあるため、生家を祭祀の場として保存し、息子らが帰郷して祭事をおこなうという対処法が目立ち始めている。

従来、ベトナムの家族・祖先祭祀制度については、ベトナム地域研究者が明確なモデルを描き出すことなく、儒教規範とのずれや複数の規範の混在（長子相続と末子相続、夫方居住と妻方居住、規範と情感など）を強調してきた。そのため他分野の研究者からは比較研究がやりにくいと批判されることが多かった。本報告では、上記のような現象を、ある体系を成立させるために必然的に内在する対立要素が生みだす「動揺」という観点から描き出してみよう。たとえば、祠堂を中心としたゾンホの統合のベースには祭祀は家屋に付随するという規範があるいっぽう、合祀を実現するためには祭祀の場が移動可能である必要がある。こういった必然的矛盾が近年の社会・経済的変化のなかでの「家族の祠堂」ブームをめぐる祭祀実践の動揺として顕在化しているのである。このような議論を通して、本報告では親族モデルの動揺のしかたをめぐる比較文化的研究の枠組みを示したい。

タイ国の大乘仏教教団 Mahayana Buddhism in Thailand

片岡樹（京都大学）

本報告は、タイ国の主に中国系の大乗仏教教団を事例に、①タイ政教関係の新たな側面を明らかにすること、および②それがいかにしてタイ社会に埋め込まれているのかを明らかにすることをめざす。

タイ国における大乘仏教寺院は、ベトナム系（越宗）、中国系（華宗）の寺院がそれぞれ18世紀末と19世紀末に創建されて以来の歴史をもつ。しかしながら、1902年サンガ法制定時には越宗と華宗の僧は公式には僧として扱われないなど、その法制度上の位置づけは長期にわたり不明確であり続けた。タイ国の法制度の中に大乘仏教教団が明確に位置づけられるのは、1962年改正サンガ法を受けた手続き規定として1977年に制定された文部省令3号（1977）を待たねばならない。これにより、大乘仏教サンガの僧侶の資格や寺院の設置基準が明文化され、幹部僧の任免に関してはタイ・サンガの法王が形式上掌握するものとなった。つまり大乘仏教教団の合法化は、それを上座仏教サンガの従属部分として包摂することにより達成されている。

ただしここで留意すべきは、最初の華宗寺院の創建以来一世紀にわたりその法的地位が不明確なままにおかれてきたことと並行し、国王から幹部僧への僧爵位授与や寺院への恩典授与がなされてきたという事実である。これらの恩典はすべて勅賜と総称されるが、このことは、合法性の疑わしい団体に対しては勅賜というチャンネルで国家による事実上の公認が行われてきたこと、つまり、タイ国の宗教行政においては、公式な官僚制度の整備という側面と、合法性を宙吊りしたまま国王の個別的恩典授与で対応するという家産制的側面とが同時に持続してきたことを示している。そしてこの大きな構図は、文部省令制定から40年を経過した今日ですら基本的には変わっていない。ミャンマーから陸路流入した雲南漢人たちによる未公認観音寺などもまた、そうした家産制的チャンネルにより（合法性をめぐる問いを迂回して）存続を認められているのである。

タイ国内における公認大乘仏教寺院は、華宗14か寺、越宗17か寺であり、上座仏教寺院数3万か寺と比べると圧倒的に少ない。ただしその社会的影響はただちに寺院数を以て判断できない。これら大乘仏教寺院の社会的機能は、タイ全国に散在する中国廟の年中儀礼（特に盂蘭盆と九皇勝会）への読経僧の派遣によって支えられている。これら無数の中国廟を出家-在家関係のクライアントとして系列化する結節点に位置しているのが大乘仏教寺院であり、それにより中華街の富が、タイ・サンガの従属部分として的大乗サンガに流入することで、タイ国の準国教体制を補完する役割を担っている。